

平成 25 年度 監事 監査 報告書

平成 26 年 6 月 19 日

国立大学法人広島大学
学長 浅原 利正 殿

国立大学法人広島大学

監事 生田 秀敏
監事 高橋 超

私ども監事は、国立大学法人法第 11 条第 4 項及び国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法第 38 条第 2 項に基づき、平成 25 年度（平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで）の国立大学法人広島大学の業務について監査を実施しました。その結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査方法の概要

監事は、広島大学監事監査規則等に従い、役員会その他重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、役員等からの業務運営状況の聴取、並びに本部及び主要な部門における業務・財産状況の調査等を実施しました。

また、前任監事兩名が行った平成 26 年 3 月 31 日までの監査状況について、両氏から説明を受けました。

さらに、会計監査人から報告及び説明を受け、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書、利益の処分に関する書類（案）及び附属明細書）並びに事業報告書及び決算報告書について検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く）は、法人の財政状態及び運営状況を適正に表示していると認めます。
- (2) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合していると認めます。
- (3) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示していると認めます。
- (4) 決算報告書は、当法人の予算区分に従って決算の状況を正しく示していると認めます。
- (5) 会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (6) 役員職務執行に関し、不正の行為又は法令もしくは規則に違反する重大な事実は認められません。

以上